

刑事司法と地域の連携 ～再犯防止に向けて～



広島地方検察庁
検事正 瀬戸 毅

協力雇用主の皆様及び更生保護関連団体の皆様には、日頃から大変お世話になっており、心より御礼申し上げます。

広島地方検察庁は、日々、犯罪を捜査し、裁判において適正な刑が得られるよう活動しておりますが、その中で、生活環境が整っていないことが原因で犯罪に手を染める者を多々見してきました。

この問題に対しては長く保護観察所が中心となって対応してきましたが、平成28年以降、再犯防止が国全体の施策となり、刑事司法機関と地域社会の連携の重要性が認識されるようになりました。そして、地域社会が、社会に戻る対象者に対する支援を充実させる一方、我々検察庁も、他の刑事司法機関と協力し、これらの者に関する情報を積極的に地域社会に提供するようになりました。両者相まって再犯の防止を目指す仕組みができた訳です。そして、生活環境改善の鍵となるのが、生活の基盤となる就労支援であり、また、福祉支援です。

広島地検では、刑事政策総合支援室を設置し、上記の仕組みを活用して、①保護観察所が行う更生緊急保護手続につなげるための調整及び同行支援、②福祉機関につなげるための調整及び同行支援、③医療保護入院先の選定及び連絡・調整、④ケア会議の招集又は参加、⑤その他相談案件に対する再犯防止策の検討と助言、といった幅広い活動をしております。

就労支援については、令和3年に広島県と協定を締結したことで、広島県就労支援事業者機構との連携を通じ、対象者の協力雇用主会社への就職や住居の確保を後押ししております。特に、身柄を拘束された被疑者については、時間的制約があることから、身柄拘束の初期段階から就労支援事業者機構と情報共有を図り、協力雇用主担当者との面談を企画して、釈放される段階で就業と住居を確保できるよう協力しています。

また、広島地検では、これらの活動をより効果的に推進するため、前記支援室に社会福祉士1名を配置し、関係機関との連絡・調整に当たっています。

このように、再犯防止のための仕組みが整えられつつありますが、その中でも中心となるのは協力雇用主の皆様による支援です。対象者にとって、自分の居場所があるということの安心感がいかに大きく、また犯罪に二度と手を染めないという決意を支えるものとなるか、これは刑事司法に携わる者として強く感じているところです。協力雇用主の皆様は、日常業務が多忙の中、限られた時間を勾留中の対象者との面談や裁判傍聴に割き、また住居の確保等のために奔走されています。特に、採用や宿舎入居に伴う初期費用は協力雇用主の負担となっているにもかかわらず、就労支援事業への御理解のもと、快く引き受けてくださっております。協力雇用主の献身的な御協力がなければ、この事業は成立しないといっても過言ではなく、これまでの御貢献に心から感謝を致します。

昨年は、20年ぶりに県内の刑法犯認知件数が増加するなど、厳しい犯罪情勢にあります。広島地検としても、再び犯罪に手を染める者を少しでも減らすべく今まで以上に再犯防止の取組を進めて参りますので、これからも御協力をお願い致します。

就労支援の状況〔令和4年度〕

更生保護就労支援事業

平成27年度より法務省より受託している事業です。刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であり、無職で保護観察を終了した者の再犯率が有職で保護観察を終了した者の約3倍に上っています。刑務所出所者等の再犯防止と円滑な社会復帰を実現するためには、就労支援が極めて重要であり、関係機関等と協力してきめ細やかな支援を行うとともに、新たな協力雇用主を確保するなどの事業展開を継続しています。

令和2年度から、「就労活動」に加え「職場定着」事業が始まり、支援対象者がより長く職場に定着できるよう活動しています。令和3年度は、76名の刑務所出所者等に対して就労支援を行い、54名の定着支援を行いました。協力雇用主の新規開拓についても、新たに50社の事業主に登録いただくことができました。今年度は、令和5年1月現在、就労活動53名、職場定着36名の支援活動を行い、56社の協力雇用主のもとでの就労に結びついています。また協力雇用主の新規開拓についても、新たに59社の事業主に登録いただいております。

刑事司法手続終了者に対する支援事業

平成29年度より、広島県・広島保護観察所と連携した「非行少年等就労支援事業」を実施し、令和元年度からは、広島県が国より委託を受けた「地域再犯防止推進モデル事業」の一環で、「非行少年等立ち直り支援事業」を実施してきました。令和3年度からは、「刑事司法手続終了者に対して就労支援」を実施しています。対象者の枠を、少年のみならず、刑事司法手続の終了により支援を受けることのできない人（保護観察が終了した人）、もしくは起訴猶予等の人達にまで拡張し、就労意欲を有し支援を必要とする全ての対象者の就労をサポートします。

令和3年度に広島地方検察庁から依頼された対象者は23名で、そのうち9名が協力雇用主のもとでの就労に結びついています。今年度は、令和5年1月現在、依頼された対象者は21名で、そのうち10名が協力雇用主のもとでの就労に結びつき、1名が自己開拓での就労を継続しています。



就労支援研修会出席者

広島弁護士会との就労支援協定

平成30年度に締結した広島弁護士会との協定に基づいた就労支援活動です。広島弁護士会に所属する弁護士が担当し、就労を希望する人が当機構の支援制度を利用することにより、刑が確定する前から支援を開始し就労することによって、地域社会の中での更生を目指すことを目的としています。令和3年度は、1名が協力雇用主のもとでの雇用に結びつきました。今年度は、3名の者に対して就労支援を行い、1名が協力雇用主のもとでの就労を継続中です。

就労体験セミナー事業・給与支払助成事業

当機構では、就労に長く結びつくために、独自の2つの事業を実施しています。

「就労体験セミナー」を受講する対象者は、就職を目指している職種の協力雇用主のもとで就労を体験します。対象者は就労に向けた生活リズムや心構えを身につけることができ、協力雇用主側では対象者の仕事に対する適性などを見ることができるシステムです。今年度は、県事業の対象者も含め、令和5年1月現在で2名に対して実施しており、1名がセミナー体験後の雇用につながっています。

「給与支払助成」は、協力雇用主が奨励金制度外の対象者を雇用した際に、一定の金額を助成する制度です。今年度は、県の対象者を継続雇用している事業者に対し、8名分助成することができています。

令和4年度就労支援研修会の開催

令和4年11月22日、広島県立総合体育館にて、広島県保護司会連合会、広島県協力雇用主会連絡協議会、広島保護観察所、広島県就労支援事業者機構の共催で、『就労支援の現状と課題』をテーマに行われました。

今年度は、県下23地区の保護司会会長・事務局長・協力組織部会部長、協力雇用主会の設立されている13地区の会長・事務局長、当機構の就労支援員と、広島保護観察所、広島地方検察庁刑事政策総合支援室、広島県県民活動課の総勢71名にご参加いただきました。パネルディスカッション形式での研修会は、活発な意見や質疑応答が寄せられ、厳しい現状を共有できたと感じます。ご多忙の中にも関わらずご参りいただいた皆様、ありがとうございました。



（奥から）西井事務局長、加本統括捜査官、豊島保護観察所次長、組谷統括保護観察官、中村環境県民局県民活動課長、間所常務理事

往復書簡

「私の想うこと」

Kさん

最初に、就労支援員の方、社長、職場のみんなに感謝しています。
「本当にありがとう。」

「何だ！これは！」ゴミ屋敷になってしまっている我が家を見て、訪問された就労支援員の方は驚いていました。仕方なく近所の公園で就労の相談をしていただき、現在の会社に就職することが出来ました。

「わかりました！日曜日にしましょう！」就労先の社長の決断は早く、休日にもかかわらず、会社の先輩たち、就労支援員の方、そして社長が、我が家のゴミを片づけてきれいにしてくださいました。一年くらい前の出来事です。そこからずっと我が家はきれいです。

日頃、社長は尋ねます。「変わりはないか？」「はい。ありません。」単純だけど深いやりとりだと想います。贖罪するのは当然であるし、日々の生活も当たり前の事ですが、現実は厳しく、辛いです。しかし、我々は生きています。

「変わりはないか？」「はい。ありません。」このやりとりを、良い方で、社長を驚かせる事が、今、私の強く想う事であり目標なのです。



「一粒の輝き」

協力雇用主Dさん

この度、就労支援員の方に紹介を受け彼を採用致しました。

今まで見た青年とは少し違った雰囲気ではありましたが、とてもまじめな印象を受けました。彼は私の思った通り仕事はまじめで、よくやってくれています。元請の方々にもお褒めの言葉を頂戴し、彼自身も輝きを増しお陰様で評判は上々です。

ここで共通して言える事は、彼らはとても寂しい気持ち、不安や恐れを持っている事です。私は極力このような気持ちを彼らから手放すよう導き、安心と楽しい気持ちになるよう心掛けています。なぜなら、安心感を保つ事は仕事を行う上でも再犯を防ぐ上でも大切な事だと思うからです。そこで私は、彼らが潤滑に仕事出来るよう、また、再犯を防ぐ為にも、懇親会等を設け、彼らの悩みを積極的に聴き、また作業服の支給や寮の完備をしています。彼らの中には片付けが出来ず部屋の中がゴミの山の者もあり、その撤去も行っています。その際に掛かる費用はやはり大変なものがあり、わずかばかりでも初期費用等の支給の御配慮をお願いしたいものです。

私は、今後も彼らをもっともっと輝かせ、その輝きは一粒が二粒となり、益々光輝くお手伝いをさせて頂きたいと思っています。



往復書簡



「感謝を胸に」

Tさん

この先どうになってしまうのだろう。

そんな不安に押しつぶされそうになっていた時、協力雇用主の方にお会いしました。

社会復帰したい。願うばかりではどうにもならないこともあります。

やり直したいと強く想う気持ちに手を差し伸べてくれる人がいることを、

想像すらしていませんでした。

就職して一年を迎え、感謝という言葉では足りません。

雇用して頂いたことで不自由のない生活を送れています。

支えてくれる人が居たからこそ今の自分があります。

道を踏み外してしまった人たちに、どうか、チャンスを下さい。

同じ過ちは二度と繰り返さない。自分に関わってくれる人を裏切らない。

日々感謝すること。その一心で毎日を過ごしています。

当たり前前の生活が当たり前ではないこと、今日も感謝を胸に全力で。

笑って一日が終わり、明日も明後日も笑えている未来を想像できることが

何より幸せだと感じます。



「就労支援と更生」

協力雇用主Mさん

就労支援に当たり、就労支援員のK氏からの依頼で、受け入れを始めました。

最初は2名受け入れましたが、短期間での離職になり、うまくいきませんでした。

もう雇用するのをやめようかと思いましたが、当社の部長から「まだやってみよう」という言葉をもらい、また受け入れを再開しました。

前回での反省を踏まえて、彼らに毎日の出来事を日記に書いてもらうようにし、それを、仕事の指導や互いのコミュニケーションに活かしていくようにしたおかげで、現在は3名の雇用を継続させて頂いております

その中の1名に、現在、安全管理をお願いしています。本人も「やったことは無いですが頑張ります」と言ってくれて、会社の一員としての意識が芽生え始めたと感じました

また、「僕はこの会社やめませんから」とも言っていて、少しずつですが、仕事に誇りをもってやっている姿を見ると、雇用してよかったと実感しております。

協力雇用主になって彼らの雇用を始めました。自分としては、只々、「困っている人に何か協力できれば」と始めただけなのですが、本人の更生の一助になり、再犯防止の抑止力となる等、何かしらの効果があるのだと感じております。

これからも雇用を継続し、少しずつでも更生のお手伝いができれば幸いです。

安佐南地区協力雇用主会

事務局 今井 誠 次

安佐南区は、広島高速4号線やアストラムライン等により広島市中心部と結ばれ、マンション・住宅・商業施設の増加もあって人口が増え続け、計画都市である「西風新都」の一部が区域内にあり、大学、高校などが多くある文教地区としての側面も併せ持っている区です。

安佐南地区協力雇用主会は、安佐南地区更生保護サポートセンターを拠点として、現在31社加盟していただき、就労支援や再犯防止活動に力を入れております。しかしながら、3年程はコロナ禍で、年に一度開催している総会や情報交換会・矯正施設の視察等を実施することができませんでした。令和5年度は以前からの活動が徐々に開催できることを期待しています。

そんな中、安佐南区担当の田中就労支援員さんと協力し、出所後の生活基盤である就労支援等を積極的に進めており、縁あって就職に結びつき、とても頑張っている姿を見る事ができ嬉しく思います。これを原動力にし、これからも同地区協力雇用主会は、中富会長を先頭に協力雇用主会の趣旨にそうよう、より一層社会貢献活動を行ってまいりますので、これからもどうぞよろしくお願い致します。



山口刑務所視察（2018年）

福山地区協力雇用主会

事務局長 藤 井 恵



雇用主会定例総会

福山地区協力雇用主会は、昭和61年10月に、協力雇用主会の前身「広島県東部職親会」として全国でも先駆けて結成され就労支援活動をしております。会員は現在26社の加盟で、毎年、年度当初には各種団体およびご来賓の出席のもと総会を開催し、研修会と情報交換会を行い、会員の意思疎通を図っております。

また、保護司会の「協力組織部」と連携して、受刑者「厚生施設」の視察研修会を実施してはりましたが、コロナ感染症のため今年度まで開催できませんでした。

令和5年度には、通常の総会・研修会・視察研修会を開催するよう計画しております。

広島県協力雇用主会連絡協議会より

広島県協力雇用主会連絡協議会は、平成10年3月27日に結成されました。更生保護の趣旨に賛同して各保護区で結成された県内の地区協力雇用主会を会員として組織しており、中、東、南、西、安佐南、広島佐伯、東広島、大竹、呉、竹原大崎、尾道、三原、福山の13地区に設置されています。三種会員774社の協力雇用主のうち、263社の協力雇用主がそれぞれの地区会に加入しています。地区協力雇用主会に加入すると、地区会および連絡協議会等が実施する矯正施設参観等の各種研修会への参加や、地区会で開催される各種行事の参加ができ、異業種間での交流を持つことができます。

地区の協力雇用主会に関心のある方は下記までご連絡ください。事業所所在地の地区会にお取次ぎいたします。

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局（広島県就労支援事業者機構内）

TEL 082-211-2240

更生保護関連図書

私が推薦します！

広島県就労支援事業者機構では、今号の推薦書3冊を貸し出しいたします。読んでみたいと思う方は当機構事務局までお知らせください。郵送にてお送りします。

※貸出期間は約2週間です。返信用封筒を同封しますので、郵送にてご返送ください。



『家族の練習問題—木陰の物語—』①～⑨巻

著者：団士郎 出版社：ホンブロック

タイトルから連想されるような専門職向けの教科書ではなく、著者の団士郎先生が、家庭、職場、子育て、地域社会等の数多くの臨床エピソードをショートショートのはんわかイラストで描いています。協力雇用主や保護司の方々がどの世代でもそれぞれの立場で、心に沁みる内容です。第1巻の発行は2006年。もうすぐ連載20年！

広島保護観察所 保護観察官 今村 嘉治



『プリズン・サークル』

著者：坂上香 出版社：株式会社 岩波書店

受刑者同士が本音で語り合う更生プログラムを長期にわたって取材したもので、受刑者の実像が浮かび上がります。

近年再犯防止に対する関心が高まっていますが、それらの施策の対象とされているのは、一体どのような人たちなのでしょう。彼らはなぜ犯罪に陥り、どうすれば離脱できるのか。一人一人がたどった人生に目を向けることで、見えてくるものがあるかもしれません。

広島県環境県民局県民活動課 主事 村上 裕哉



『あんた、ご飯食うたん?』

著者：中本忠子 出版社：株式会社 カンゼン

保護司として多くの子ども達を支援し、約45年間にわたり居場所のない子ども達に手料理を作り続け、「こども食堂」の先駆者である“ばっちゃん”こと中本忠子氏の、これまでの経験を通じて感じた、子どもの心を開く大人の向き合い方が丁寧に綴られています。目の前の相手のことに耳を傾けることの大切さ等、この本から学ぶことができます。

広島地方検察庁 刑事政策総合支援室

●事務局より

広島県就労支援事業者機構 理事会・総会のご案内

来る令和5年6月1日(木)午後1時より、広島県立総合体育館大会議室において「令和5年度広島県就労支援事業者機構 理事会・総会」を開催いたします。今後の活動の展開につき会員の皆様と協議いたしたく存じます。会員の皆様には改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

『就労支援ひろしま』第7号(年刊) 発行：令和5年3月

〈編集・発行事務局〉

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局 特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構

〒730-0014 広島市中区上幟町3-26 広島メイプルビル5階

TEL&FAX 082-211-2240

https://www.hiroshima-syuurou.jp/ E-Mail : info@hiroshima-syuurou.jp

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

